

<感染症法の一部改正についてのお知らせ>

感染症法の一部改正が公開されました。

「感染症法に基づく医師の届出のお願い」に関する内容です。

- ・平成 25 年 3 月 4 日から、4 類感染症に「重症熱性血小板減少症（SFTS）」が追加されました。
- ・平成 25 年 4 月 1 日から、5 類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」、「侵襲性肺炎球菌感染症」が追加され、同じく 5 類感染症である「髄膜炎菌性髄膜炎」が「侵襲性髄膜炎菌感染症」に変更されました。
- ・2 類感染症から 5 類感染症の一部の感染症について、届出基準・様式が改正されました。

詳細については、以下のサイトをご参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

日本細菌学会
バイオセーフティー委員会